



平成 27 年 9 月 18 日

各 位

ナノキャリア株式会社
代表取締役社長 中富 一郎
(4 5 7 1 東 証 マ ザ ー ズ)
問合せ先 取締役 CFO 兼社長室長 松山哲人
電 話 番 号 03-3241-0553

取締役（社外取締役含む）、監査役、従業員及び社外協力者に対する 新株予約権（有償ストック・オプション）の発行に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 9 月 18 日開催の当社取締役会において、会社法第 236 条、第 238 条及び第 240 条の規定に基づき、下記のとおり、当社の取締役（社外取締役含む）、監査役、従業員及び社外協力者に対し、第 15 回新株予約権（有償）（以下、「本新株予約権」といいます。）を発行することを決議いたしましたので、お知らせいたします。本件は本新株予約権を引き受ける者に対して公正価格にて有償で発行するものであり、特に有利な条件ではないことから、株主総会の承認を得ることなく実施いたします。

記

I. 新株予約権の募集の目的及び理由

当社の開発品は、創業以来の長年の努力の結果、国内外での第Ⅲ相臨床試験・申請・承認へと進んでまいります。これらの開発品を、最終製品として販売にまでこぎつけるまでには、まだ一段の企業努力が必要であり、成果を確実にあげていくためには、当社は役職員一同一丸となって企業努力をしていくことが重要であると考えております。

そのためのインセンティブとして、当社の取締役（社外取締役含む）、監査役、従業員及び社外協力者に対して、有償にて本新株予約権を発行いたします。本新株予約権の総数は 20,670 個、対象となる株式の数は 2,067,000 株であり、本新株予約権の総数について引受け及び行使がなされた場合には、本日現在の発行済株式総数 42,625,858 株に対して最大で 4.85%の希薄化が生じることとなります。

本新株予約権は、マイルストーンの達成に応じて行使が可能となっていく旨の行使条件が付されており、当社の役職員等に対し、マイルストーンの達成に向けたインセンティブとすることを企図しております。マイルストーンの達成が、当社の企業価値の増大に直結しており、株主の方々にご理解をいただけるものと考えております。

また、本新株予約権は有償発行であり、取得に当たり自己負担が生じることとなります。役職員等に相応の自己負担を求めた理由は、当社役職員等の株価への関心及び株価上昇のインセンティブを高め、当社の業績及び株価変動に伴うリスクを株主の皆様と共有することで、さらなる企業価値の向上につなげたいとの思いによるものであります。また当社は、研究開発の推進により企業価値を高め、株式市場の適正な評価が得られるよう、全社一丸となって事業活動に取り組んでまいります。

II. 新株予約権の発行要項

1. 新株予約権の名称

ナノキャリア株式会社 第15回新株予約権

2. 新株予約権の割当の対象者及びその人数並びに割り当てる新株予約権の数（予定）

当社取締役 5名 : 15,800個

当社監査役 3名 : 400個

当社従業員 46名 : 3,620個

社外協力者 1名 : 850個

上記は上限であり、申込み及び割当ての結果により減少することがある。

3. 新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的たる株式の種類及び数

本新株予約権の目的たる株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権1個当たりの目的となる株式の数（以下、「付与株式数」という）は100株とする。なお、本新株予約権の発行決議を行う取締役会開催日（以下、「発行決議日」という）後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない本新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割・株式併合の比率}$$

また、上記の他、発行決議日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で当社は必要と認める付与株式数の調整を行う。

(2) 発行する新株予約権の総数（予定）

20,670個

上記は上限であり、申込み及び割当ての結果により減少することがある。

(3) 新株予約権の発行価額

本新株予約権1個当たりの発行価額は1,334円とする。

当社は、本新株予約権の発行価額の決定にあたっては、公正性を期すため、本新株予約権の発行要項に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の価格の算定を独立した第三者算定機関である株式会社ブルータス・コンサルティング（東京都千代田区霞が関三丁目2番5号、代表取締役社長 野口真人、以下、「ブルータス・コンサルティング」という）に依頼した。当該算定機関は、発行決議日の前取引日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（以下、「終値」という。）1,180円/株、株価変動率93.92%（年率）、配当利率0%（年率）、安全資産利子率0.123%（年率）や本新株予約権の発行要項に定められた条件（行使価額1,140円/株、行使期間7年、行使の条件）に基づいて、一般的な価格算定モデルである株式オプション価値算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを用いて、本新株予約権の算定を実施した。本新株予約権の発行価額の決定にあたっては、当該算定機関が算定に影響を及ぼす可能性のある事象を前提として考慮し、本新株予約権の価格の算定を一般的に用いられている算定手法を用いて行っていることから、当該算定機関の算定結果を参考に、当社においても検討した結果、本件払込金額は本件算定価額と同額であり、特に有利な金額には該当しないと判断したことから決定したものである。

(4) 新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額（行使価額）

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、本新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という）に付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は1,140円（発行決議日の前取引日から過去6ヵ月間の終値の平均値である1,142.74円に0.998を乗じた金額（1円未満の端数は切り捨てる））とする。

なお、割当日後、当社が普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

また、割当日後、当社が普通株式につき、時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行又は処分株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{又は処分金額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行又は処分株式数}}$$

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で、行使価額を調整することができるものとする。

(5) 新株予約権の権利行使期間

平成27年11月2日から平成34年10月31日まで

(6) 新株予約権の行使の条件

① 新株予約権者は、発行会社が下記ア乃至ウに掲げる条件（マイルストーン条項）を達成した場合に限り、各新株予約権者が当初割当てられた本新株予約権の数（以下、「当初割当数」という）に、ア乃至ウに規定する割合を乗じた数の本新株予約権を行使することができる。但し、行使可能となる本新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。

ア 発行会社が平成27年5月14日に開示した「平成27年3月期 決算短信（非連結）」

1. 経営成績・財政状態に関する分析（1）経営成績に関する分析 開発パイプラインの状況」に記載された「NK105」が、販売承認を取得した場合。当初割当数の40%

イ 発行会社が平成27年5月14日に開示した「平成27年3月期 決算短信（非連結）」

1. 経営成績・財政状態に関する分析（1）経営成績に関する分析 開発パイプラインの状況」に記載された「NC-6004」が、承認申請を行った場合。当初割当数の20%

ウ 発行会社が平成27年5月14日に開示した「平成27年3月期 決算短信（非連結）」

1. 経営成績・財政状態に関する分析（1）経営成績に関する分析 開発パイプラインの状況」に記載された「NC-6004」が、販売承認を取得した場合。当初割当数の40%

ア乃至ウのマイルストーンの全てを達成した場合に、残余の本新株予約権がある場合は、当該本新株予約権を全て行使することができる。

当社は、各マイルストーン条項が達成された場合には、新株予約権者に対しその旨及び行使開始日を通知するものとする。

- ② 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
 - ③ 本新株予約権の行使による株式の発行は、法令及び本新株予約権の発行を決議した当社の取締役会決議に定める事項に反しないで行われるものとする。本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
 - ④ 各本新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。
 - ⑤ その他の行使の条件は、割当契約において定める。
- (7) 新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本金及び資本準備金の額
- ① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げる。
 - ② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、前述①の資本金等増加限度額から前述①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (8) 新株予約権の取得の事由及び取得条件
- ① 当社は、新株予約権者が本新株予約権の行使の条件に照らし、当該新株予約権者による行使が不可能となった場合は当該本新株予約権を無償で取得することができる。
 - ② 当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案、株式移転の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約書承認の議案もしくは新設分割契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合（株主総会の承認が不要な場合は、取締役会の承認がなされた場合）、当社は、当社取締役会において別途決定する日において、無償で本新株予約権を取得することができる。
- (9) 新株予約権の譲渡制限
- 譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。
- (10) 企業再編時の取扱い
- 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という）をする場合において、組織再編行為の効力発生時点において残存する本新株予約権（以下、「残存新株予約権」という）の新株予約権者に対し、それぞれの場合、会社法第236条第 1 項第 8 号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という）の新株予約権を、以下の条件に基づき、それぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社が新株予約権を交付する旨及びその比率を吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割契約、株式交換契約または株式移転契約に定めた場合に限るものとする。
- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
 - ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記「(1) 新株予約権の目的たる株式の種類及び数」に準じて決定する。
 - ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記「(4) 新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額（行使価額）」

に従って定める調整後行使価額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

- ⑤ 新株予約権を行使することができる期間
上記「(5)新株予約権の権利行使期間」の開始日または組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「(5)新株予約権の権利行使期間」の末日までとする。
- ⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本金及び資本準備金の額
上記「(7)新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本金及び資本準備金の額」に準じて決定する。
- ⑦ 新株予約権の行使の条件
上記「(6)新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。
- ⑧ 新株予約権の譲渡制限
譲渡による再編対象会社の新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- ⑨ 新株予約権の取得事由
上記「(8)新株予約権の取得の事由及び取得の条件」に準じて決定する。

(11) 新株予約権の割当日

平成27年10月30日

4. 新株予約権と引き換えに払い込む金銭の払込期日

平成 27 年 10 月 30 日

5. 申込期日

平成 27 年 10 月 16 日

6. その他の募集事項

- (1) 新株予約権の行使請求の受付場所（「行使請求受付場所」）
当社本店または当社が指定する場所
- (2) 新株予約権の行使に際して払込を取扱う銀行及びその取扱の場所（「行使払込取扱場所」）
当社が後日指定する金融機関
- (3) 新株予約権原簿の管理人
新株予約権割当日において、当社に株主名簿管理人を設置している場合は、株主名簿管理人が新株予約権原簿を管理する。そうでない場合は、当社においてこれを管理する。
- (4) 新株予約権の行使請求の方法
 - ① 新株予約権者が本新株予約権の行使を請求しようとするときは、当社所定の「新株予約権行使請求書」に必要事項を記載しこれに記名捺印したうえ、当該請求書に本新株予約権行使に要する書類を添えて、行使期間に定める期間中に、行使請求受付場所に提出しなければならない。
 - ② 新株予約権者が本新株予約権の行使を請求しようとするときは、本項①号に定めるところに加えて、行使請求がなされた本新株予約権の行使に際して払込をすべき金額全額を行使払込取扱場所に払い込まなければならない。
 - ③ 本項①号に基づき、行使請求受付場所に新株予約権行使請求書及び新株予約権行使に要する書類を提出した者は、その後これを当社の事前の承諾がない限り撤回することはできない。
- (5) 新株予約権行使の効力発生時期
新株予約権行使の効力は、前項①号に従って、新株予約権行使請求書及び新株予約権行使請

求に要する書類が行使請求受付場所に到着し、かつ前項②号に定める払込金額全額が行使払込取扱場所に払い込まれたときに生ずるものとする。

(6) 株式の交付方法

当社は、新株予約権の行使請求の効力発生後速やかに社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律75号）第130条第1項及びその他の関連法令の定めるところに従い、当社普通株式を取り扱う振替機関に対し、当該新株予約権の行使により交付される当社普通株式の新規記録情報を通知する。

(7) 新株予約権証券

新株予約権に係る新株予約権証券は発行しない。

(8) 新株予約権者に対する通知

新株予約権者に対する通知は、原則として、新株予約権原簿に記載された新株予約権者の会社メールアドレス宛に電子メールにより行うものとし、かかる通知は通常到達すべかりし時に到達したものとみなす。

(9) 本発行要項の規定の修正

本発行要項の規定の実施にあたり、法令等の変更、その他必要な場合には、新株予約権者の利益に反しない限り、当社は本発行要項を修正することができる。読み替えその他の措置が必要となるときは、会社法の規定及び本新株予約権の趣旨に従い、本発行要項の規定の変更等当社が適切と考える方法により、必要な措置を講ずることができるものとする。

(10) 発行要項の公示

当社は、その本店に本発行要項の謄本を備え置き、その営業時間中、新株予約権者の閲覧に供するものとする。

(11) 代表取締役への委任

本要項で定めるほか、本新株予約権の発行に関して必要となる事項の決定は、法律上可能な範囲で代表取締役に一任する。

以 上